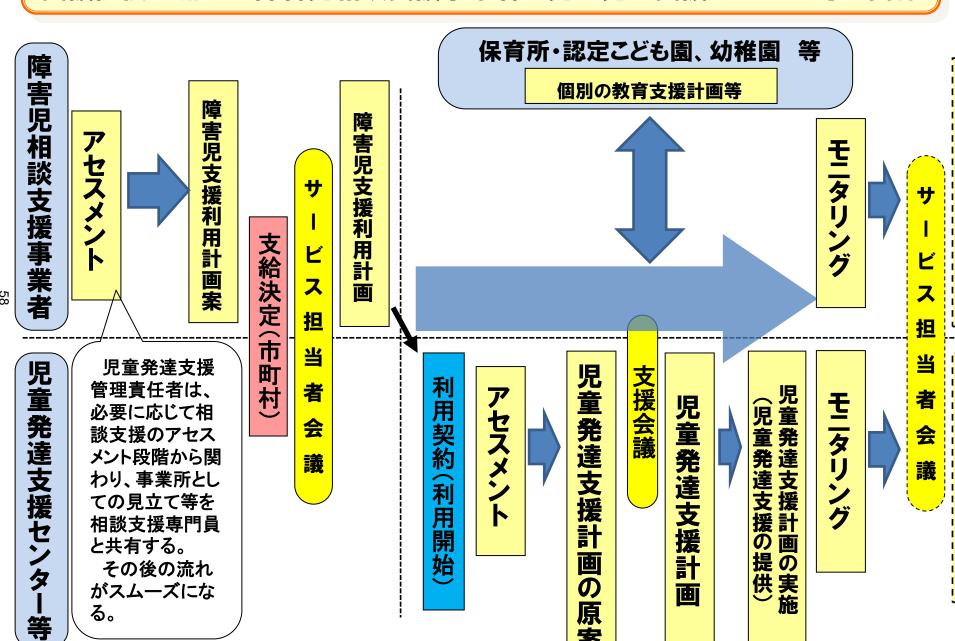
支援提供の流れ:障害児相談支援事業者と児童発達支援センター等の関係



案

障害児支援利用計画の変更

児童発達支援計画の変更

参考資料2

支援提供の流れ:児童発達支援の提供プロセス

2 ア 5 3 6)終期評価 一)初期面接時 児童発達支援計画の実施 児童発達支援計 セスメン 間 評 $\frac{2}{1}$ ③ 課 題 ①児童発達支援計 \bigcirc 2 児童発達支援計画 ①初期状態 ②児童発達支援計画の修 価 到 達 と修正 ズの把握 目標 の **(**) 状 整理 況 画 の設定 把握 · 把握 作 画 成 **の (1)** 作 中間評価 .; 正

援

(障害児支援利用計画案)障害児相談支援事業者

※他の児童発達支援センター等を併せて利用する子どもについては、他の児童発達支援センター等の事業所との間で、児童発達支援計画の内容等について情報共有が必要。

会

議

※児童発達支援センターから保育所や認定こども園、幼稚園等への併行通園、又は、小学校や特別支援学校に 進学する際には、個別の教育支援計画等を含め、円滑に支援が引き継がれることが必要。